

那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名、住所及び登録番号

指名停止措置業者名	住所	業者番号
キングランリニューアル（株）	東京都千代田区神田小川町１－１	A010002335

2 指名停止措置期間

令和７年４月７日から令和７年６月６日まで ２か月間

3 指名停止措置の適用範囲

那珂市が発注する建設工事等

4 事実概要

建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第１条の２に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。当該事実が建設業法第２８条第１項第６号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和６年１２月３日付けで指示処分を受けた。

5 指名停止理由

（那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項 別表第２第１５号ア）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） １５ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条の規定に基づく監督処分（第２８条第１項第１号、第２号及び第３号に該当し、監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。 ア 指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から ２月以上６月以内